

特別企画

～法律事務職員向け実務講座～

第18回 東海JALAP実務セミナー

第一部 来年施行予定！

知っておきたい改正「民事執行法」

第二部 特別報告 ～日弁連業務改革シンポジウム～

弁護士と事務職員の仕事を数値で分析！

講師

鈴木 寿夫 さん

(JALAP事務局長／元東京合同法律事務所事務職員)

今回のセミナーは、来年の春に施行予定の「改正民事執行法」の解説と、本年9月に開催された「日弁連業務改革シンポジウム 事務職員活用の新展開」の報告です。

改正民事執行法では、事務職員の実務に影響を与える重要なものを解説します。特に「第三者からの情報取得手続（財産開示制度）」「差押禁止債権をめぐる規律の見直し」について、改正点の把握は必須といえます。

特別報告では、シンポジウムで行われた内容の中から、法律事務所の仕事の数値分析を紹介します。民事保全や交通事故などの事件を題材に、弁護士と事務職員の業務作業時間や時間単価を数値化して分析し、弁護士と事務職員の協働のあり方を具体的に検討します。

今後活かされる大変有益な内容のセミナーです。ぜひご参加下さい。

日時

2019年12月13日（金）18:30～20:30

(セミナー後に懇親会を予定しております)

場所

ウインクあいち 1110会議室

参加費

今回は特別企画につき**無料**

定員の都合上、先着40名とさせていただきます。

12月9日（月）までに裏面の＜参加申込書＞にてお申込下さい。

JALAP (Japan Association of Legal Assistants & Paralegals) は、日弁連事務職員能力認定試験の合格者を中心に2013年に結成された団体で、弁護士業務を的確にサポートすることを目的に、事務職員向けの研修会の開催や、書籍の出版をしております。



< 参加申込書 >

村上・加藤・野口法律事務所 事務局 我謝（がしゃ）宛
TEL 052-265-6534 FAX 052-231-5778 Mail tokaijalap@gmail.com

2019年12月13日（金）実務セミナー 特別企画
「改正民事執行法・日弁連業務改革シンポジウム報告」に参加します。

お名前

連絡先

事務所名

→ 上記宛に，電話，FAX，メールにて，12月9日（月）までにお申し込み下さい。お問い合わせについても，こちらにお願いします。

- 1 本セミナーで知りたいこと，ご質問があれば記載して下さい。
- 2 東海JALAPへのご要望，希望する研修テーマなどがあれば記載して下さい。

ご質問事項などは，可能な限り本セミナーの内容に反映したいと思います。
具体的なお質問でも結構です。お声をお寄せ下さい。

JALAPホームページ <http://jalap.jp/>



JALAP

検索

